

くらしの法律救急箱



第29回 未成年者に関するギモン

未成年者による契約の効果は？

A₁

民法は、未成年者が契約などの法律行為をするには、その保護者である法定代理人の同意が必要であると定めています。法定代理人は一般的には親であり、未成年者が親の同意を得ずにした契約は原則として取り消すことができます。

契約の取消しが認められない場合は？

A₂

次のような場合は、契約の取消しはできません。
① 小遣いの範囲内の契約

未成年者が親から事前に使うことを許された金銭、例えば小遣いやお年玉などによって契約した場合、親の同意を得ずに契約しても取消しはできません。

② 営業が許されていた場合

親から許可されて自営業をしている未成年者が、その営業に関わる契約をしたような場合も取消しできません。

③ 結婚した未成年者による場合

Q₁

20歳未満であっても婚姻をした人は、民法上は成人とみなされ、未成年者の契約取消権は認められません。

④ 詐術があつた場合

未成年者が自ら「成人である」、「親の同意を得ている」などと嘘をついた場合には、自ら取引の相手方をだましているため、契約の取消しはできません。

⑤ 20歳になった後、契約を認める行為をした場合

20歳になった後、商品代金を支払ったり、商品を受け取るなど、その契約を認める行為をした場合には、取消しはできません。

未成年者の財産は親が自由に扱うことができるのでしょうか？

A₃

未成年者自身が多額の収入を得る場面は多くはありませんが、遺産相続によって不動産を取得したり、事故の賠償金を得ることがあります。このような場合、その財産を管理する権限は親権者にあります。親は未成年者のために財産を管理すべきなのですが、親と子の経済的利益が対立する場面では、自由に扱うことはできません。

例えば、夫が死亡し、妻と未成年の子で遺産分割協議をする場合や、親の債務の担保のため未成年者の所



弁護士 **小島幸保** (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録 (大阪弁護士会)。
2006年、小島法律事務所開設。

有する不動産に抵当権を設定しようとする場面などが考えられます。このように、親と子との間でお互いに利益が相反する行為をするには、未成年者のために「特別代理人」を選任するよう家庭裁判所に請求しなければなりません。特別代理人は、家庭裁判所が認められた行爲について代理権を持ち、未成年者の福祉の観点から遺産分割協議などを行うこととなります。

未成年者が事故を起こした場合、親が賠償責任を負うのですか？

Q 4

A 4

まず、未成年者の年齢などに照らし、未成年者自身に事故に対する責任能力があるかどうかが問題となります。責任能力とは、不法行為の場面で、自分の行動の善悪を理解し判断できる能力のことをいい、人の知能や判断能力には個人差があるため一概には決められません。なお、おむね小学校高学年を目安に責任能力ありと認定される傾向があります。

そして、未成年者に責任能力がないとされた場合には、未成年者自身には損害賠償の責任は認められず、親が責任を負うこととなります。他方、未成年者であっても責任能力が認められるならば、本来は、その未成年者自身が損害賠償責任を負うこととなります。

かし、未成年者には賠償の能力、つまり経済力が乏しいのは明らかです。

そこで、未成年者に責任能力が認められる事案でも、親が子どもを監督すべき責任を果たさなかったと評価される場合には、親自身に監督不十分という不法行為があるとされ、賠償責任を負うこととなります。

例えば、高校生の子どもがバイク事故を起こしたような場合、親がバイクの運転を許し、バイクの暴走行為をしているのを知りながら注意していなかったと認定されれば、監督責任を怠ったことによる賠償責任を負うことになるでしょう。

未成年後見人とは？

Q 5

A 5

親権者が死亡するなどして、未成年者に対して親権を行う者がいなくなった場合に、家庭裁判所が選任するのが未成年後見人です。未成年後見人は、未成年者の法定代理人となり、未成年者の監護養育、財産管理を行います。

親が亡くなった後、実際に未成年者を監護している祖父母など、身近な親族が未成年後見人になることが多いですが、そのような親族がいない場合は、弁護士などの第三者が選任されることとなります。